

競争入札参加資格登録又は  
小規模修繕等契約希望者登録をされた事業者 様

枚方市会計課長

## 口座振込依頼書の提出等について

令和7年度から、本市からの支払については、口座振込依頼書の提出により登録された口座（以下、「登録口座」という。）に振り込むことを基本とします。つきましては、まだ口座登録をされていない事業者におかれましては、口座振込依頼書を会計課までご提出くださいますようお願いいたします。

また、請求書の取扱いに関する変更点などについても、以下のとおりお知らせしますので、あわせてご確認をお願いいたします。

### 記

#### 1. 口座振込依頼書の提出について

支払は、登録口座に振り込むことを基本とします。登録口座の申告がない場合には、担当課から登録の勧奨をあらためて行うことなどにより、支払時期の遅延に繋がりにかえりませんので、振込口座を登録するための「口座振込依頼書(※1)」を速やかに会計課へご提出ください。

なお、既に登録されている事業者におかれましては、変更を希望される場合のみご提出ください。変更がない場合は、提出の必要はありません。

提出先は、次のとおりです。メール件名については、以下を参考にしてください。

- ・提出先：枚方市会計課
- ・提出先メールアドレス：kaikei@city.hirakata.osaka.jp
- ・メール件名：【御社名を記載】口座振込依頼書の提出

**【重要】必ず契約検査課の業者登録（枚方市競争入札参加資格の登録又は小規模修繕等契約希望者登録）時に申告されたメールアドレス（以下「登録アドレス」という。）から送付してください。**

**【持参、郵送不可】**

#### 2. 請求書の取扱いに関する変更点について

##### （1）請求書への押印について

競争入札参加資格登録等における使用印鑑届の廃止に伴い、会計手続における押印の取扱いについて見直しを行い、請求書への押印は必須としない取扱いに変更します。なお、電子契約によらず、従来の紙への押印による契約締結分についても請求書への押印は必須としませんが、契約印を請求印とした紙の請求書についても従来どおりお支払いします。

(2) 請求書への振込口座の記載について

請求書には、所在地、名称、代表者氏名、請求金額、債権内容、請求年月日を記載してください。

本市からの支払は、登録口座と請求書に記載の振込口座が一致することを確認した上で、基本的に登録口座へ振り込みます。請求書の正当性の確認を「印影の確認」から「口座の確認」へ変更したことによるものです。

請求書に振込口座の記載がない場合は、電話等で振込口座の確認をさせていただきますが、請求書への振込口座の記載についてもご協力をお願いします。

(3) 電子メールによる請求書の提出について

請求書は、紙書類での提出のほか、電子メールによる提出も可能とします。ただし、請求書を送信するメールアドレスは、登録アドレスとしてください。

なお、請求事務担当部門からの送信を希望する場合など、登録アドレスとは別のメールアドレスから請求書を送信するときは、希望されるメールアドレスを申告するための「事前請求申告書(※2)」を担当課に提出してください。ただし、提出は登録アドレスからの送信により行ってください。

3. 登録口座以外の口座への振込を希望する場合について

本市からの支払は、登録口座への振込を基本としますが、1 請求ごとに登録口座以外の口座への振込を希望される場合は「事前請求申告書(※2)」を請求書とあわせてご提出ください。

なお、工事の前払保証に係る請求の場合は、請求書に記載いただいた振込口座に振込みます。事前請求申告書の提出は不要です。

4. 実施時期

請求書の取扱いに関する変更については、令和 7 年 4 月 1 日以降に受理した請求書から実施します。

(※1) 口座振込依頼書とは

競争入札参加資格登録又は小規模修繕等契約希望者登録をされた事業者が、振込口座を申告される時に提出いただく書類です。

(※2) 事前請求申告書とは

1 請求ごとに登録口座以外への口座への振込を希望される場合や、請求書を提出するメールアドレスを登録アドレス以外に設定する場合に提出いただく書類です。

枚方市 会計課

〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

TEL : 072-841-1519 (直通)

e-mail : kaikei@city.hirakata.osaka.jp